

## 災害時における海上輸送の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と走島汽船有限会社（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材等（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害時における海上輸送の協力要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 協力を必要とする船舶数及び人数
- (3) 輸送期間及び寄港の場所
- (4) 輸送物資等の種類、数量
- (5) その他必要となる事項

### （協力の実施）

第2条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

### （報告）

第3条 乙は前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害時における海上輸送の実施報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した船舶数及び人数
- (2) 輸送の期間及び寄港の場所
- (3) 輸送物資等の種類、数量
- (4) その他必要となる事項

### （経費の負担）

第4条 海上輸送の協力を要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

### （連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

### （協議事項）

第6条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2006年(平成18年)3月29日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 羽 田 皓

乙 福山市走島町54番地  
走島汽船有限会社  
取締役社長 高 橋 典 子

※ 以下同様に次の機関と協定を締結

2006年(平成18年)3月23日

乙 福山市内海町ハ236番地  
田島漁業協同組合  
組合長 兼 田 伯 男

2006年(平成18年)3月24日

乙 福山市内海町1102番地  
横島漁業協同組合  
組合長 渡 壁 金 治 郎

様式第 1 号

災害時における海上輸送の協力要請書

年 月 日
様
福山市長 (災害対策本部長)
災害時における海上輸送の協力に関する協定書第 1 条に基づき、次のとおり要請します。
1 災害の状況及び協力を必要とする理由
2 協力を必要とする船舶数及び人数
3 輸送期間及び寄港場所 年 月 日～ 年 月 日 港～ 港 ( 時 分) ～ ( 時 分)
4 輸送物資等の種類, 数量 物資等の種類  数 量
5 その他必要となる事項  連絡責任者の職名・名前 電話番号 FAX